

小牧市地域公共交通会議設置要綱（平成28年小牧市小都第912号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（会長及び副会長）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。<u>ただし、委員が権限を委任した代理者の出席がある場合は、当該者の出席をもって委員が出席したものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> （略）</p>	<p>（会長及び副会長）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき_____は、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。_____</p> <p><u>3 委員が権限を委任した代理者の出席がある場合は、当該者の出席をもって委員が出席したものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p>（書面による決議）</p> <p><u>第7条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。</u></p>

(協議結果の取扱)

第7条 (略)

(専門部会)

第8条 (略)

(事務局)

第9条 (略)

(経費の負担)

第10条 (略)

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

2 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。

3 書面による決議を行ったときは、会長は、その結果を次回の会議において報告するものとする。

(協議結果の取扱)

第8条 (略)

(専門部会)

第9条 (略)

(事務局)

第10条 (略)

(経費の負担)

第11条 (略)